

認定水量計算方法

入間市使用水量認定要綱にもとづき、下記のように水量を認定しています。

★実績使用水量に漏水量の2分の1を加えて算出した水量を使用水量として認定する。

(入間市使用水量認定要綱第6条(3))

⇒「普段使う量＋漏水したと思われる量の半分」にかかる金額が利用者負担、ということです。

例) 普段の使用水量・・・50m³

今回の使用水量・・・80m³

漏水したと思われる水量・・・30m³(=80m³-50m³)

⇒認定水量・・・65m³(=50m³+30m³÷2)

80 検針時にお知らせした水量	
50 普段の使用水量	30 漏水したと思われる水量
認定水量(利用者負担分) 65(=50+30÷2)	減額する水量 15(=30÷2)

また、普段の水量が少ない場合などの適用として、

★当該使用水量が実績使用水量の5倍を超えるときは、5倍の水量を使用水量として認定する。

(入間市使用水量認定要綱第6条(3)但し書)

⇒「普段使う量の5倍の水量」にかかる金額が利用者負担、ともできます。

例) 普段の使用水量・・・5m³

今回の使用水量・・・80m³

⇒認定水量・・・25m³(=5m³×5)

80 検針時にお知らせした水量	
5 普段	75 漏水したと思われる水量
認定水量(利用者負担分) 25(=5×5)	減額する水量 55(=80-25)

二つの計算式に当てはめ、水量が少なくなる方を認定水量とします。

よって、この例の場合では1つ目の計算式で計算すると水量が42m³(=5m³+75m³÷2)

となるため、認定水量は2つ目の計算式で算出した25m³ということになります。
※小数点以下切捨て

* 普段の使用量は過去3回の平均、あるいは時季により水量に差がある場合には前年同期の水量を採用しています。